

# 特重施設の部品取り付け忘れ9カ月 事態矮小化と焦点ぼかしの四国電力

7月9日、愛媛新聞は「伊方3号機 特重施設に不具合」「計装設備 部品組み込まず」と報道しました。他の電力会社で「計装設備の不具合が確認された」ことから、調査したところ同じ不具合があったというものです。昨年10月の特重施設（特定重大事故等対処施設）の供用開始から7月7日までの約9か月間、事故時に動作不能となる可能性がありました。

7月22日、伊方原発をとめる会は、四国電力・長井啓介社長宛に「伊方原発特重施設における長期にわたる保安規定違反に関する公開質問書」を提出しました。①取り付けなしで事故時に予想された事態、②四電独自のチェックを行ったのか、③施設のどの部分だったのか、④県民への謝罪と説明責任一の4点です。



再質問書を提出（四電原子力本部）

## 焦点外しの「口頭」での回答

特重施設は、従来設備が不全となった場合のバックアップです。中でも、緊急時制御室は「使えなくなった中央制御室に代わって操作等を行う」ものです。

部品が取り付けられていないために、プラント監視の計装設備が不具合を起こせば、緊急時制御室に情報が届きません。

7月29日には四国電力から「口頭回答」がありました。事態を小さく描き、矛盾だらけのものでした。

特重施設の計装設備が働かなかった場合、どのような事態が想定されたのかを問うているのに、「従来から設置している設備や新規規制基準適用時の設備で、プラント状態が確認、推計」できるなどと言い張るものでした。

## 住民に謝罪せず「矛盾」も無視の傲慢ぶり

8月4日、「とめる会」は四国電力原子力本部に「再質問書」を届け、文書回答を求めました。8月10日、四電からメールによる文書回答がありました。回答は相変わらず「計装設備が不全となった場合、どのような事態が想定されたのか」に答えようとしません。「全く推計できないということはない」とか、「直ちに問題が生じるものではない」などと記し、事態を軽く見せることに執着しています。

回答に対応した職員らに、計測できなくなった時のことを問い詰めると、原子力規制委員会とも協議している・・・と言いつつ内容は公表できないとしました。

こうした態度は、危険な原子力を扱う事業者として許されません。「とめる会」としては、伊方原発の停止・廃炉を強く求め、また、原子力規制委員会のチェック力の欠如についても追及していきます。

## 映画『原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち』

シネマルナティック公開決定！（松山市湊町3-1-9マツゲキビル2F 089-933-9240）

9月17日（土）～23日（金）

毎日1回10:30～ ※20日（火）休館日

原子力発電の危険性を伝える活動を続ける樋口英明元裁判長と、放射線被災で諦めた農業を太陽光発電によって蘇らせる福島の人々取材したドキュメンタリー。

製作：Kプロジェクト／2022年製作／92分  
企画：河合弘之 飯田哲也 小原浩靖  
制作プロデューサー：鈴木大介



東京電力福島第1原発事故で福島県から愛媛県に避難された22人が、国に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）は6月17日、国の責任を認めない不当判決を言い渡しました。一審松山地裁、二審高松高裁では、国と東電の責任が明確に認められ、東京電力への勝訴判決は確定していました。

# 福島第一原発事故から11年の時を経て

渡部 寛志（福島原発事故避難者訴訟・愛媛 原告代表）

## 1、どうせ事故は防げない

2022年6月17日、最高裁判所は、国の賠償責任を否定した。そして、「余りに大きな地震であり、余りに大きな津波であったため、長期評価を前提に行動したとしても、事故を回避することができたと判断するには無理が大きすぎる」などと判断理由を述べた。

しかしこれは、余りに理不尽で、余りに無責任な判断理由だ。「国は住民の生命・身体を守るべく、当時の科学的知見で『やれるだけの事』を為した。それでも事故は防げなかった」という結果であるならば、私たち被害者も「仕方がない」と諦めざるを得ないかも知れない。

だが事実はどうか。国は、長期評価を前提にした規制権限など行使していない。そして東京電力は、想定される津波に対して、事故を回避するための対策など講じていない。『やれるだけの事』どころか、『何もやらなかった』という結果が事実だ。

長期評価を前提に行動したならば、事故は防げたかも知れない。防ぎきれなかったとしても被害はずっと小さく済んでいたかも知れない。しかしその可能性をも否定し、「どうせやっても、事故は防げなかった」、だから被害者は「国に責任を求めることを諦める」というのだ。余りに理不尽だ。

## 2、判決の重大性

そもそも原発事故はなぜ起きたのか。国の政策・制度、科学技術への過信、安全神話の形成など、私たち人間の行為のどこかに『誤り』があって、原発事故に至ったはずである。その真相究明の発端とする事が、この裁判を提起した一つの目的だった。

「国に責任あり」という判決が得られれば、原発事故を国民みんなの問題として向き合わせることができる。そして、原発事故を引き起した社会の『誤り』を見つけ出し、正すことに繋げて行ける。そうすれば、私たち被害者も、自らの人生をただただ悲観する事なく、あの地に、この時代に生まれて来た意義を感じることができ、『心の行き場』を失うことなく、前に進むことができる。私はそのように展開することを願っていた。

「国に責任なし」という最高裁の判決は、何を産み、何を残すというのか。この原発事故を、巨大な地震と津波のせいにして、東京電力にだけ責任を負わせて、それで終わらせてしまったら、『誤り』は正されぬま



最高裁判所前入廷行進（6/17）

ま終わってしまう。被害者の希望を失望に変える、余りに残酷で無責任な判決だ。

## 3、失望を希望に変えろ

判決から6日後、失望していた私に、ある支援者が手紙をくれた。そこには、「これだけ各地で法的な判断がわかれているのだから、正直に言えばどのような書き方も可能であったのに、あの結論を選んだということ」と書かれていた。

なるほど、結局のところは、それぞれの裁判官がどのような思いや信念をもった人物なのか、第2小法廷の裁判体の構成が判決を左右してしまったとも言えるのだ。実際、最高裁判決は、4人の裁判官のうち、3人が「国に責任なし」の判断を、1人が「国に責任あり」の判断をし、多数決により決した。

「国に責任あり」とした三浦裁判官の少数意見は、「法が定める規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったというに等しい」、「真摯な検討を行っていれば、適切な対応をとることができ、それによって本件事故を回避出来た可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と述べ、国の責任を厳しく追及すると共に、最高裁判決（多数意見）に対する強い批判をしている。

「国に責任なし」の多数意見は、被害を受けた人々の痛みを放置し続ける判断だ。最高裁判決だからといって、そんなものを受け入れる必要はない。

愛媛における25人で始めた裁判は終わったが、全国各地の後続裁判は終わっていないし、さらに原告を募り訴えを広げようという動きもある。被害者の失望を希望に変えるため、人の痛みを放置しない社会へと転換させるため、この愛媛から出来る事を考えぬき、見つけだし、歩みを進めて行かねばと思う。

## 東電株主代表訴訟 損害賠償額13兆円もの支払い命令

7月13日、東京地方裁判所において東電株主代表訴訟の判決が言い渡された(朝倉佳秀裁判長)。小森明生氏を除く元経営責任者4人に対し、13兆3210億円の賠償金を支払えというものだった。

これには仮執行宣言が付され、控訴があってもすぐに取り立てることができる画期的な判決であった。株主側は東京電力に対し、直ぐに取り立てよう請求したが、東京電力は応じていない。なお、この判決については、原告・被告双方が控訴している。

### 東電の株主代表訴訟とは？

福島原発事故を受けて2011年11月14日、市民有志が東京電力監査役に、歴代経営陣に対し、「損害賠償請求訴訟」を起こすよう請求。東京電力監査役の「提訴しない」という結論を受け、2012年3月5日、脱原発の株主たちが、当時の取締役だった勝俣恒久、清水正孝、武黒一郎、武藤栄、小森明生の5人を被告とし、津波対策を怠り会社に莫大な損害を与えたとして東京地裁に株主代表訴訟を提起した。

株主代表訴訟とは、役員が会社に与えた損害賠償請求を会社に代わって株主が行う訴訟である。勝訴しても株主には支払われず、会社に対して支払われるものである。株主代表訴訟は、請求額に関わらず訴訟手数料が一律1万3千円と定められていて、提訴が容易になっている。

### 裁判の争点

この訴訟の大きな争点は、福島原発事故の時の全交

流電源喪失の原因となった巨大津波を予見できたか、事故を防ぐことができたかであった。

裁判所は、津波による事故の可能性について、安全対策の実質責任者であった武藤副社長が、社内での試算報告を受けながら対策を先送りにしたのは、「社内の専門部署の意見に反する独自の判断」であったとした。さらに勝俣氏ら最高責任者らも武藤氏の判断について確認する義務があったとした。

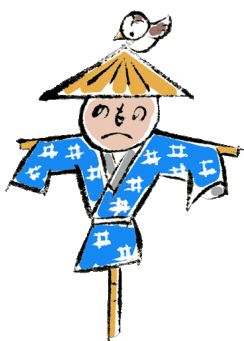
事故防止についても、主要建屋や重要機器室の津波対策を行うことはでき、重大事故を避けられた可能性は十分あった、とした。

### 13兆3210億円の賠償金はどう支払うのか

史上最高となる賠償金の支払いについては、会社役員賠償責任保険の支払い最高額がせいぜい10億円であり、しかも「汚染物質の流失」や「核物質の危険性」は支払い対象にならないので、被告らの個人負担になるだろう。

一人当たり5兆円もの金額である。破産・免責申立てをしても、彼らはほとんどの財産を失うことになる。

この訴訟がほかの電力会社幹部に与える影響は大きい。原発については特重施設の義務化やウクライナの戦争などから、テロ防止が問題になりつつあるが、これらの責任保険は、戦争、変乱、暴動、騒擾により生じた損害についても支払われない。やはり民間会社にとって原発は、はやく止めた方がいい。



## 愛媛県議会6月議会に「請願」提出

伊方原発をとめる会は6月10日、愛媛県議会に「甚大な危険をはらむ伊方原発3号機の停止・廃炉と再生可能エネルギーの廃棄を許さないよう求める請願」を提出しました。これは、ウクライナで原発が標的となったこと、札幌地裁で泊原発の運転差止判決が出たこと、四電管内で再生可能エネルギーの「出力制御」が行われたことなど、原発をめぐる新しい動きを踏まえて出したものです。

浅湫和子、石川 稔、武井多佳子、田中克彦の4県議が紹介議員になっています。

(西原司、菅森実の両議員は常任委員会の正・副委員長のため紹介議員になっていません。)

請願事項 (1) 知事に対し伊方原発の再稼働了承を撤回するよう求めること。

(2) 常に甚大な危険をはらむ伊方原発の運転をとめ、廃炉に向かわせること。

(3) 四国電力と同送配電に蓄電池変電所の設置を求め、再生可能エネルギーを主力電源にさせること。

請願は議会最終日の6月21日、「願意を満たさず『不採択』」となりました。

## 伊方原発運転差止訴訟 第6次提訴 10月20日(木)

13:00 訴状提出(松山地方裁判所) 門前まで行進します!

14:00 記念講演会(R-2番町ビル〔松山市二番町4-5-2〕)

「伊方原発訴訟の現在」 薦田伸夫 伊方原発をとめる弁護団長

原告・支援者の  
皆さま  
ご参集ください

伊方原発をとめる会 2021年度会計報告 (2021年4月1日～2022年3月31日)

| ＜収入＞   |           | (単位:円)     | ＜支出＞   |           | (単位:円)       |
|--------|-----------|------------|--------|-----------|--------------|
| 前年度繰越金 | 142,073   |            | 講師費用   | 320,460   | 講演会3回 講師謝礼   |
| 個人会費   | 1,242,000 |            | 賃料     | 252,000   | 事務所家賃(12ヶ月分) |
| 団体会費   | 258,000   |            | 集会会場費  | 175,015   | 集会、講演会の諸費用   |
| カンパ    | 488,377   |            | 会議費    | 24,620    | 幹事会などの会場費    |
| 事業収入   | 55,200    | 書籍などの売り上げ  | 宣伝費    | 288,520   | チラシ、ニュース印刷費  |
| 雑収入    | 2         | 受取利息       | 通信費    | 659,997   | ニュース郵送料、電話代  |
| 預り金    | 200,000   | 事実上の借入金    | 事務所経費  | 21,178    | 光熱費、パソコン保守代  |
| 仮払金    | 14,520    | 送金ミス(処理済み) | 事務所活動費 | 148,428   | 交通費、コピー代など   |
| 計      | 2,400,172 |            | 消耗品費   | 71,274    | 事務用品など       |
|        |           |            | 雑費     | 6,351     | 送金手数料、賛同金など  |
|        |           |            | 預り金    | 100,000   |              |
|        |           |            | 事業費    | 54,766    | 書籍代金         |
|        |           |            | 仮払金    | 14,520    | 送金ミス(処理済み)   |
|        |           |            | 計      | 2,137,129 |              |

差引残高(次年度繰越金) 263,043円

厳しい財政状況がつづいています。  
引き続きご支援をよろしくお願ひします。

### 会費とカンパのお願い

2022年度の会費納入がまだの方は、よろしくお願ひします。  
カンパもご協力いただけるとありがたいです。

【年会費 1口 個人 1000円 団体 3000円 学生 500円】

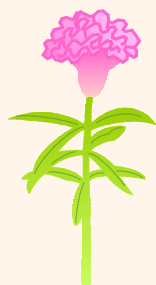
口座名はいずれも「伊方原発をとめる会」

\* 郵便振替 口座番号 01610-9-108485

\* ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 16190 番号 17866721

\* ゆうちょ銀行 六一八支店 普通預金 1786672 [ゆうちょ銀行以外からの振込]

\* 伊予銀行 本店営業部 普通預金 4679997



### これからの予定

- ♪ 伊方原発いらん! 市駅前定例アクション  
9月7日(水) 17:30~18:15 (毎月第1水曜日)  
10月5日(水) 17:30~18:15
- ♪ 『原発をとめた裁判長そして原発をとめる農家たち』  
9月17日(土)~23日(金) 毎日1回10:30~  
シネマルナティック(松山市湊町3-1-9) 火曜休館
- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第30回口頭弁論  
9月29日(木) 14:30開廷  
原告13:00 支援者13:30 松山地裁ロビー集合  
報告集会 15:40頃~ R2番町ビル5F
- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第6次提訴  
10月20日(木) 13:00 松山地方裁判所  
14:00 記念講演 R2番町ビル5F  
「伊方原発訴訟の現在」 薦田伸夫弁護士
- ♪ 第36回伊方集会  
10月23日(日) 10:00 伊方原発ゲート前  
主催=原発さよなら四国ネットワーク  
協賛=伊方原発をとめる会
- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第31回口頭弁論  
12月13日(火) 15:30開廷  
原告14:00 支援者14:30 松山地裁ロビー集合  
報告集会 16:40頃~ 愛媛県美術館講堂(堀之内)

### 編集後記

「6日、9日、15日」のフレーズのとおり、例年8月は国民の多くが戦争と平和の問題を振り返る季節です。ところが、ウクライナ戦争で様相が一変。第1に、77年前の戦争を身近な問題としてとらえる人々が急増したこと。第2は、論調の変化です。すなわち、従来と同様の犠牲者追悼や加害責任への反省報道と併せて、いわゆる防衛問題への言及が顕著でした。台湾有事などを口実とする軍備増強論の抬頭です。幸い大勢にはなりません。

「年に一度のお盆興行」と揶揄される弱点を持ちながらも、戦後日本のマスコミが蓄積してきた「8月ジャーナリズム」の健全性を思い知りました。同時に、現時点が「戦後何年」ではなく、「戦前何年」と後世に呼ばれる段階に突入したとの危機感を拭きません。そうさせないため、平和を守る強大な力を築きましょう。

今号は、第6次提訴の原告募集を目指す特集号です。このため、恒例の「インタビュー」は割愛しました。毎号悩みながらの紙面づくりです。編集委員一同、より読み易く、より魅力的にと心掛けているものの、どこまでそれが紙面に活かされているのやらです。みなさんのご意見、ご感想をお寄せくださるようお願いいたします。(HM)